

総発第321号  
令和6年1月25日

酒田市監査委員 大石 薫 様  
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子  
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和5年12月22日付監発第83号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
環境衛生課	<p><b>指摘事項</b></p> <p><b>【収入事務】</b></p> <p>○口座振替による収納手続が適正に行われていないもの</p> <p>墓地管理料に係る口座振替については、霊園設置管理条例第12条において、「管理料は、毎年4月末日までに当該年度分を納付しなければならない。」と規定されている。令和5年度の口座振替日は4月30日が日曜日のため5月1日に設定したところ、口座振替データを金融機関へ送信する際の事務処理に誤りがあり、一部の金融機関で口座振替が行われず、5月18日に新たな振替日として再設定し131人分の口座振替がされていた。</p> <p>口座振替の遅延については、令和元年度に続き2回目である。この事態を重く受け止め、担当者任せにすること</p>	<p>今回の事務処理誤りが、金融機関へのデータ送信システムが新規のシステムを使用していたことを受けて、マニュアルの再確認を行った。</p> <p>金融機関へのデータ送信は、送信期限日前に送信し、複数の職員でチェックを行うこととする。</p> <p>併せて、金融機関にデータ送信の連絡と確認を行い、その結果については課内で周知・共有する。</p> <p>墓地管理料の賦課業務が年度当初の繁忙期に当たることも含めて、霊園管理条例にのっとり、詳細に進捗管理していくことを課内で確認した。</p>

		なく課内のチェック体制を見直し、霊園設置管理条例にのっとり適正に収納手続を行うこと。	
環境衛生課	指摘事項	<p><b>【補助金等の支出】</b></p> <p><b>○補助金の交付事務手続が適切でないもの</b></p> <p>令和4年度の廃棄物対策事業費補助金については、廃棄物対策事業費補助金交付要綱(令和4年9月1日施行)により、事業者から「廃棄物対策事業費補助金交付申請書兼請求書」に必要書類を添えて申請され、審査後、交付決定し補助金を交付している。年度途中で同補助金交付要綱が改正(令和5年2月10日施行)され、その際に、「施行の日の前日(令和5年2月9日)までに、旧要綱第7条の規定により交付の決定を受けた者について、その交付決定額と新要綱別表の規定により算出した補助金の額に差額が生じた場合は、その差額の交付を決定する。」と経過措置が設けられている。</p> <p>差額を交付する交付決定の起案文書(1件40事業者分)において、交付の根拠となる交付要綱を新型コロナウイルス感染症対策運送事業者等事業継続補助金交付要綱と誤った補助金交付要綱名で決裁を受け、さらに、差額を交付することに際し、42事業者に対し改正前の交付要綱に基づき申請を受けた時と同様に「交付申請書のとおり補助金を交付することが適当」とし決裁を受け、補助金等交付決定通知書を送付していた。</p> <p>また、1事業者については、要綱改正前に申請された「廃棄物対策事業費補助金交付申請書兼請求書」のコピー</p>	<p>令和5年11月9日の指摘を受け、令和4年度の廃棄物対策事業費補助金について、改めて、補助金交付規則及び補助金交付要綱にのっとり適正に事務を執行することを、課内で周知、共有するとともに、注意喚起をした。</p> <p>今後は、担当職員だけでなく、職員相互でチェックすることで再発防止に努める。</p>

	<p>に所管課で金額を手書きで修正し補助金を交付していた。</p> <p>担当者だけでなく職員相互でチェックするなど適正な事務処理を行うこと。また、補助金交付要綱にのっとり適正に事務を執行すること。</p>	
--	---	--